



医療事務サポート

スマイル新聞

号外

医院でお役に立つ情報をお届けします

発行日：
26年7月1日

スマイルは
女性医療事務員が
スキルアップすることで
増患・増収を目指します

自己負担限度額

平成24年4月1日からは、外来診療についても「認定証」などを提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなりました

この取り扱いを受けるには、患者様自身で事前に「認定証」を入手していただく必要があります。

在宅医療など、患者負担が高額になる場合も増えています。患者さんに説明出来る様、理解しましょう。

【自己負担限度額一覧表】

平成24年4月1日現在

		自己負担限度額(1月当たり) 【入院・外来】		証の提示	特記事項の記載	摘要欄の記載
70歳未満	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000)×1% <多数該当 83,400円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分A」	17上位	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当 44,400円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用認定証「適用区分B」	18一般	
	低所得者	35,400円 <多数該当 24,600円>		国民健康保険被保険者証 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分C」	19低所	
		自己負担限度額(1月当たり)		証の提示	特記事項の記載	摘要欄の記載
		入院	外来			
70歳 ~ 74歳	現役並み所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当 44,400円>	44,400円	国民健康保険高齢受給者証「3割」		
	一般	44,400円	12,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」		
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※1		低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	国民健康保険高齢受給者証「2割」 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2		低所得Ⅰ
75歳以上	現役並み所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数該当 44,400円>	44,400円	後期高齢者医療被保険者証「3割」		
	一般	44,400円	12,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」		
	低所得Ⅱ	24,600円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅱ」※1		低所得Ⅱ
	低所得Ⅰ	15,000円	8,000円	後期高齢者医療被保険者証「1割」 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証「適用区分Ⅰ」※2		低所得Ⅰ

※1 紙レセプト「摘要」欄に「低所得Ⅱ」と記載する

電子レセプト「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」欄にコード「1」を設定

※2 紙レセプト「摘要」欄に「低所得Ⅰ」と記載する

電子レセプト「一部負担金・食事療養費・生活療養費標準負担額区分コード」欄にコード「3」または「4」を設定

スマイルは医療事務として働く
女性を応援しています

女性医療事務の会
『スマイルippai』
会員募集中！

詳しくはホームページをご覧ください

レセプト スマイル

検索



お問い合わせ
株式会社 スマイル
担当：かんばら
TEL: 072-380-7866

介護保険主治医意見書とは

市町村が申請者の心身の状況等について、医学的見地から意見を求めるためのものです。要介護認定のために必要な書類です。

「介護認定審査会資料」と「訪問調査票の特記事項」および「主治医意見書」の3つの資料をもとに二次判定が行われ、要介護度が決定されます。



認定インストラクター

株式会社スマイル

〒573-0154 大阪府枚方市王仁公園3番11号
TEL: 072-380-7866

MAIL: toiwase@smile-cs.com
公式HP: http://smile-cs.com/

神原充代ブログ: 「できる医療事務員になりましょう」
http://ameblo.jp/smile-clinicsupport/

事業内容

- ・研修会・勉強会・講師派遣
- ・医療事務業務セミナー開催
- ・レセプト点検
- ・できる医療事務員育成



ORCA 日医標準レセプトソフト